

燈の守り人キャラクター活用権贈呈コンテンツ利用規程

（趣旨）

第1条 この規程は、「燈の守り人キャラクター活用権」を燈の守り人製作委員会から贈呈された自治体、及び海上保安庁において、「燈の守り人」のキャラクター活用権贈呈コンテンツの適正な利用を確保し、その普及を促進する為に必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本規程において用いられる用語の定義は次のとおりとする。

（1）地元自治体

「燈の守り人」灯台擬人化キャラクターのモデルとなった灯台がある市区町村をいう。

（2）海上保安庁

海上保安庁、及び「燈の守り人」灯台擬人化キャラクターのモデルとなった灯台があるエリアを管轄する海上保安部をいう。

（3）活用権贈呈コンテンツ

地元自治体の交流人口拡大の一助になることを念じ、まちづくりに寄与する活動に限り、燈の守り人製作委員会が地元自治体に対して活用権を贈呈する、灯台の擬人化キャラクター、ピクトグラム、ポスター、ボイスドラマ、音声ガイド、ロゴをいう。

（4）ロゴ

「燈の守り人」ロゴデザインのことをいう。

（5）申請者

活用権贈呈コンテンツの利用を希望し、利用申請をする団体または個人をいう。

（6）申請者の住所

申請者が個人の場合は、居住している市区町村。申請者が法人の場合は所在地の市区町村。

（7）商品

販売を目的として製造された製品（そのパッケージを含む。）及びそれに準ずるものをいう。

（8）広告

商品や事業等の情報を世間に広く宣伝するものをいう。

（キャラクターおよびロゴに関する権限）

第3条 活用権贈呈コンテンツに関する著作権は、燈の守り人製作委員会に帰属する。

2 燈の守り人製作委員会は、地元自治体及び、海上保安庁に対し、コンテンツの活用権を与えることができる。

3 燈の守り人製作委員会は、地元自治体に対し、活用権贈呈コンテンツについて第三者の利用に関する許諾権を与えることができる。ただし、その許諾を与える対象者は、地元自治体内の事業者または個人に限る。

(利用承認の申請)

第4条 活用権贈呈コンテンツの利用には、申請が必要な場合と、不要な場合がある。

2 地元自治体、及び海上保安庁は、活用権贈呈コンテンツの利用にあたって申請は不要である。

3 地元自治体内の事業者、個人は、活用権贈呈コンテンツの利用にあたっては、地元自治体担当課、または燈の守り人製作委員会に事前申請し、承認を得なければならない。

4 地元自治体が活用権贈呈コンテンツの利用申請を受け付けることが困難な場合、燈の守り人製作委員会が代行する。

5 海上保安庁に対し、活用権贈呈コンテンツの利用申請があった場合は、燈の守り人製作委員会が代行して、その内容を審査し、承認を行うものとする。

(利用承認基準)

第5条 燈の守り人製作委員会と地元自治体担当課は、承認機関として前条の申請を受けた場合はその内容を審査する。

2 活用権贈呈コンテンツの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを承認しないものとする。

- (1) 地元自治体の交流人口拡大の一助となり、まちづくりに寄与するという趣旨に反する恐れがある場合
- (2) 燈の守り人製作委員会もしくは地元自治体の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのある場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れのある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
- (6) 燈の守り人製作委員会もしくは地元自治体の事業又はその関連事業を推進する上で支障となる恐れがある場合
- (7) 活用権贈呈コンテンツの利用上の遵守事項を守らない等、正しい利用方法に従って利用しない恐れがある場合
- (8) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合

(9) その他、承認することが不適当と認められる場合

3 燈の守り人製作委員会と地元自治体担当課は、申請を承認しない場合であっても、申請者に対しその理由を説明する義務を負わない。

(利用承認後の手続き)

第6条 承認を得て活用権贈呈コンテンツを利用した場合、対象物が完成した段階で承認機関へ提出するものとする。その際に提出が困難な物については写真の提出をもって替えることができる。

2 申請者は、前項とは別に、承認機関が利用実績等の提出を後日求めた際には、応じるものとする。

(利用上の遵守事項)

第7条 申請者は活用権贈呈コンテンツの利用に際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 活用権贈呈コンテンツは、原則として単体での利用とし、許可なく他のキャラクターと組み合わせた利用はできない。
- (2) 活用権贈呈コンテンツの利用は、承認された内容にのみ利用すること。
- (3) J A S 法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令を遵守すること。
- (4) キャラクターデザインは改変（色彩の変更、装飾の追加・削除、比率の変更など）をしないこと。
- (5) キャラクターデザインの一部のみを使用しないこと。（バストアップ、フェイスアップの切り抜きは可）
- (6) ボイスドラマの音声や映像は改変をしないこと。
- (7) キャラクターのデザインに商標権、意匠権その他の権利を設定しないこと。
- (8) 当該利用に係る物品の利用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。
- (9) 商品開発のデザインについては、ロゴを組み込むか、「©燈の守り人製作委員会」を表記すること。両方が困難な場合は、燈の守り人製作委員会と協議の上解決すること。
- (10) 活用権贈呈コンテンツの商用利用については、上記承認に加え、「燈の守り人プロジェクト」公式HPを確認し、公式グッズの競合となるような商品にならないよう留意することとする（公式グッズが後発であった場合は、この限りではない）。

(承認の取消し)

第8条 燈の守り人製作委員会および地元自治体は、申請者による活用権贈呈コンテンツの利用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められる場合は、申請者が受けた承認を取り消すことができる。申請者は、取り消されたものはその対象物を利用及び販売してはならない。

2 燈の守り人製作委員会および地元自治体は、前項の規程により承認の取り消しを受けた申請者に対して、当該承認に係る物品の利用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。

（損失補償等の責任）

第 9 条 取消し等に伴う利用物品の回収、費用等の一切は、申請者の負担とする。

（利用料等）

第 10 条 利用承認を受けたものに対する活用権贈呈コンテンツの利用料は原則無料とする。

2 活用権贈呈コンテンツ以外のデザインの利用や、新たに製作・加工・監修が必要な場合には、利用料が発生する。

3 地元自治体や地元自治体に所在する事業者ではなく、地元自治体の外に所在する事業者からの利用申請については、利用料が発生することがある。

（利用期間）

第 11 条 活用権贈呈コンテンツの利用期間は、利用承認を受けた日から当該日の翌々年の 3 月 31 日までとし、期間満了後は再度承認を得ることとする。

（無断利用への対応）

第 12 条 第 4 条の承認を受けずに、活用権贈呈コンテンツが利用された場合、燈の守り人製作委員会または地元自治体はその無断利用者に対して、利用物件の回収及び損害賠償（間接損害、逸失利益、合理的な弁護士費用を含む）を求めるなど厳正な措置をとることができる。

2 利用者が本規約に違反したことにより、燈の守り人製作委員会又は地方自治体に損害が発生した場合は、利用者は燈の守り人製作委員会又は地方自治体に発生した一切の損害（間接損害、逸失利益、合理的な弁護士費用を含む）を賠償する責を負う。

（利用に起因する問題）

第 13 条 活用権贈呈コンテンツの利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処するものとし、燈の守り人製作委員会および地元自治体は一切の責任を負わないものとする。

（補足）

第 14 条 この規程に定めのない事項が生じた場合や、この規程の解釈について疑義が生じた場合は協議の上解決する。

附則

本規程は、2024 年 1 月 1 日から施行する。